

## 令和５年度（２０２３年度） 第３回特定空家等審議会 議事録

【日時】令和６年（２０２４年）３月１４日（木）午前１０時から午前１１時まで

【会場】市役所本庁舎３階３－７会議室

【出席委員】Ａ委員、Ｂ委員、Ｃ委員、Ｄ委員、Ｅ委員（会長） 計５名

【欠席委員】なし

【事務局】外山都市整備部長、建築住宅課職員 計６名

### 開会挨拶

外山部長 今回の審議会は、改正空家法への対応を含む、市空家条例、同施行規則、認定基準・対応要領の改正がメインの内容である。

法改正に伴い新たに創設された「管理不全空家」の認定・対応についての内容のほか、新年度以降において、本市空家等対策計画の見直しに着手するための体制整備、空家等対策推進協議会の設置といったところを中心になろうかと考える。

委員の皆様には、それぞれの専門分野の立場で、視点の異なる御意見をいただけるかと考えている。活発な意見交換、御審議をお願いしたい。

### 会議成立確認

会長 本日は、委員５名全員が出席となっている。

市空家適正管理条例規則第７条第２項では、会議の開催は過半数の出席が必要とされているので、本会議が成立していることを報告する。

### 報事（１）空家法改正等を踏まえた市条例、規則、認定基準・対応要領の改正について

会長 はじめに議事（１）の内容について事務局から説明をお願いしたい。

事務局Ａ それでは、事務局から説明する。

議事（１）では、空家法改正等を踏まえ、市の条例、規則、認定基準・対応要領を改正したいというものである。

資料１－１は改正法の条文、１－２は改正法を踏まえたガイドラインである。

また、資料２－１は、「法改正等に伴う条例及び規則等改正のポイント」である。

令和５（２０２３）年６月１４日に公布された空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が昨年１２月１３日に施行されたが、これを踏まえ、柏崎市空家等の適正な管理に関する条例を改正することになる。

法改正等に伴う条例及び規則等改正のポイントは３点である。

今回の法改正の最も大きなポイントの一つが、「管理不全空家等」という分類の新設である。

この管理不全空家等は、そのまま放置すれば「特定空家等」に該当するおそれのあるものとして新たに位置付けられたものであり、現行の条例では、「特定空家等」のみが用語の定義付けされていることから、この管理不全空家等についても条例において位置付ける必要がある。

次に、これまで特定空家等を対象としてきた緊急安全措置の対象に、「管理不全空家等」を追加するというものである。これまで本市における緊急安全措置や事務管理

による対応状況を踏まえると、特定空家等になっていなくとも、緊急的に対応せざるを得ないという事案も多々生じていたところである。したがって、今後は、法に基づく管理不全空家等の認定を進めるとともに、緊急安全措置の範囲を管理不全空家等まで広げることにより、より、市民の安全・安心の確保につなげたいと考えるものである。

「管理不全空家等の勧告」は、これまでの「特定空家等の勧告」と同じく、不利益処分となる固定資産税住宅用地の特例が適用除外となるので、勧告前手続の対象に追加する必要がある。

今後の運用としては、「管理不全空家等からスタート」するものと「特定空家等からスタート」から進んでいくものの2パターンとなる。

管理不全空家等のベースとしては、既に昨年度の認定基準・対応要領、調査票の見直しにより、「管理不全な空き家」「管理不適切な空き家」という分類で整理をしており、法の改正前から、本市においてはこのような運用をしており、これらが改正法で定められた「管理不全空家等」に位置づけられるものと考えられる。

次の法改正のポイントは、(2)「空家等管理活用支援法人の指定ができる」というものである。

この管理活用支援法人は、空家等対策における市町村のマンパワー・専門性の不足という点から、専門的な知見・ネットワークを有する法人を指定し、空家対策に資するということから、新たに設けられた仕組みの一つである。

現状としては、改正法の施行日時点において、指定に係る相談等はない。しかしながら、行政手続法に基づく審査基準の策定が必要であったため、「当面の間は指定しない」ことを要綱で定め、市ホームページにおいて公表したところである。

年明けから2団体より相談、情報提供を受けているが、具体の体制や内容等についてまだ不透明な部分があり、また、平成30年度に連携協定を締結した団体の位置づけ、関係性をどう整理していくか、次年度以降、新たな附属機関となる「柏崎市空家等対策推進協議会」の場で慎重な検討が必要であると考えている。

次の法改正のポイントは、(3)「空家等活用促進区域の指定ができる」というものである。

空家等の利活用という点で、建築基準法による制限の合理化ができるというものである、必要性、実効性については慎重な議論が必要であると考えている。

先ほどの「空家等管理活用支援法人」の内容と同様、次年度以降の空家等対策計画の見直しの中で検討を進めていきたい。

ここからは、法改正以外の対応に係る内容である。

1点目は、「緊急安全措置」に係る取扱いである。

現行の条例の規定では、措置実施時に本人同意を求めているが、同意をする者はほとんどいない。結果的に、市空家条例による措置ではなく、民法の規定による事務管理とし実施せざるを得ない面がある。また、事務管理を根拠とした措置は私債権とな

ることから、債権回収に係る強制力がない。以上のことから、本人同意がなくても、市空家条例に基づき当該措置が実施できるよう、ただし書により「緊急又は名宛人不在の場合は除外すること」を規定するというものである。また、実施に要した費用の回収を強化するため、代執行と同様に納付命令を規定することにより、私債権から非強制徴収公債権とするものである。

2点目は、「空家等対策計画・事業見直し及び実施を図るための組織の整理」である。現行の空家等対策計画は平成30年度に策定され、令和3年度に一部改正がなされている。この計画には、先ほど説明した「管理不全空家等」、「管理活用支援法人」、「活用促進区域」など空家法改正のほかに、この4月から施行される相続登記の義務化など各種の法改正の内容、また、所有者等への意識啓発が重要との考えから昨年度より実施している「空き家セミナー」などの事業を反映していく必要がある。

以上から、空家等対策計画、事業の見直しを進めるために、条例を改正し「柏崎市空家等対策推進協議会」を設置し、法定協議会として位置付けるというものである。なお、空家等対策計画・事業の見直しは、協議会の中の一つの部会、空家等対策計画策定・事業実施委員会で行うものである。また、この審議会は、協議会の中の一つの部会とし、「管理不全空家等及び特定空家等審議会」に名を改め、引き続き、管理不全空家等及び特定空家等に対する認定、対応を議論していく場として存続させるものである。

3点目は、「(3) 土地所有者の責務」、「(4) 市民、自治組織、市民活動団体等の責務」を明確化するというものである。

内容としては、土地所有者にも民法及び土地基本法において規定されているとおり管理責任があることや、自治組織や市民活動団体を市民等と定義し、空家に関して積極的な役割を果たすとともに、市との相互連携を図ることなどを規定するものである。

4点目は、書式を明確化である。

これまでの本市の空家等に係る行政指導を行う場合には、ガイドラインに準じて、その都度、検討する必要があったところであるが、今回の法改正対応に併せ、行政指導等に係る各フェーズの整理を行い、この内容を規則の上で様式として明確に定め、公平な対応ができるようするというものである。

5点目は、「認定に係る運用」及び「調査票の見直し」である。

事務局で考える運用案としては、基本的には次の3つである。

1つ目は、現状認定されている「特定空家等」、「管理不全な空き家」及び「管理不適切な空き家」については、全て改めて調査を実施するというものである。ただし、現時点で特定空家等に認定しているものについては、勧告措置も含め、継続するというものである。

2つ目は、認定後、認定通知、助言・指導書（管理不全空家等の場合は指導書にな

る。)及び意見陳述機会付与通知書をセットで送付するというものである。

3つ目は、認定及び認定取消・認定解除は、審議会に対する報告とするというものである。

この運用案として背景は、次の理由からである。

①現状の「再勧告書」発出事案の中には、現特定空家等認定基準・対応要領に基づく調査結果により、50点を下回っていながらも、所有者等による対応がなされていないため勧告措置を継続しているものがある。

②改正法における「管理不全空家等」は、「特定空家等」になる前段階のものと位置付けられており、今回の改正ガイドラインにおいて示される基準では、現認定基準・対応要領における「管理不全な空き家」及び「管理不適切な空き家」の内容を概ね網羅している。よって、これまでの苦情対応事案や通報事案にあるような空家等は、概ね「管理不全空家等」として認定せざるを得ない。

③管理不全空家等の新設及び管理不全空家等に対する勧告措置が運用されることになるが、一方で「特定空家等の助言・指導」に係る所有者等には不利益処分が講じられていないこととなる。よって、特定空家等の助言・指導からスタートする場合、この時点では不利益処分を講ずることができない。これでは、法改正の趣旨である「管理不全空家等は特定空家等の前段階」という整理と矛盾する。よって、「意見陳述機会付与通知」を行政指導文書と同じタイミングで送付し、改善されない場合は「勧告」へ進み、不利益処分を講ずるよう運用する必要がある。

④緊急安全措置、事務管理については、概ね「特定空家等の認定」を前提としつつも、認定されていない事案に対しても措置を実施している。今後は、管理不全空家等及び特定空家等の認定を確実に行うとともに、安易な事務管理は行わないというスタンスとするものである。今回の改正案では、管理不全空家等及び特定空家等ともに、緊急安全措置の実施対象としている。

⑤「命令前通知～代執行令書」については、これまで点数等とは関係なく、審議会に対し諮問の上、実施している。従前どおり、点数については、緊急安全措置や代執行実施の判断に係る参考数値として取り扱う。

ここで、調査票の見直しについて説明する。

認定基準・対応要領改正案及びガイドラインを参照いただきたい。現在の調査票については、昨年度の第3回審議会において御審議いただいた上で、定めたものである。今回の調査票改正案は、ガイドラインに記載された「管理不全空家」と「特定空家」の例示を項目設定し、現行に同じく『H≧L』の独自指標を設定している。運用としては、現行と同様に、「B. 特定空家等認定候補」に該当項目があり、『H≧L』を満たした場合は、特定空家に認定、また、「B欄」に該当項目があっても、『H≧L』を満たさなかった場合、または「A. 管理不全空家等」に該当項目があった場合は、管理不全空家等に認定というものである。

これらを整理して説明すると、次のとおりとなる。

◎ガイドラインベースの調査票による調査を実施し、該当したものは即認定

◎認定したものは、行政指導文書・意見陳述機会付与通知をセットで送付

◎意見の提出状況、対応状況をもとに審議会へ勧告発出の可否を諮問

◎代執行、緊急安全措置等の実施等については、審議会へその都度諮問

これまでの勧告発出事例、管理不全空家等の創設に伴う勧告措置（特定空家の前段階での不利益処分）という二点を踏まえ、「管理不全空家等」、「特定空家等」とも、「勧告」までの措置は機械的に進むという運用を考えているところである。

条例改正案は、１２月にパブリックコメントを実施し、議会に議案として提出している。

規則改正案は、先ほど説明のとおり、各フェーズの様式を規定したものである。

説明は以上である。よろしく御審議をお願いしたい。

会 長

只今、説明があったが、意見、質問等があればお願いしたい。

D委員

私債権と非強制徴収公債権の違いは何か？

事務局B

根拠となる法律が違う。私債権は民法であり、強制徴収公債権と非強制徴収公債権は自治法が絡んでくる。併せて、時効の期限の考え方が変わってくる。

それから、強制徴収、非強制徴収というのは、強制徴収という言葉が入っているとおり、債権の回収という意味で手続き的なものが変わる。例えば、強制徴収公債権であれば税の次順位で回収できるというような位置付けがあるが、非強制徴収公債権はそれに準じたものではあるものの、裁判所への申し立て等を行いながら回収に当たることとなる。私債権では、民法を根拠にしており、裁判所への申し立て等まではなかなか厳しいというところが実態である。

非強制徴収公債権、それから代執行にかかるような強制徴収公債権については、建築住宅課として債権回収はなかなかうまくいかないところがあるので、税の債権回収を担っている税務課と連携しながら債権回収に今よりも力を入れてできるメリットがある。

D委員

緊急安全措置について「同意をする者はいない」ということから、私債権では両者間の合意は無いということか？

事務局B

現在の条例では、緊急安全措置は本人の同意を得る規定になっている。したがって、措置を実施する段階で、相手方に、同意書を出してくださいというフェーズを経るが、管理をしていない空き家に対して行う措置について、今まで同意書を出してくる者はほぼいなかった。結果として、空き家で条例の第８条に基づく緊急措置というのが根拠法令になりえないことから、民法上の事務管理の規定を根拠として措置を行ってきたところである。根拠法令が民法の事務管理では債権回収という意味で強制力は弱く、結果として、債権がずっと積みあがっている状態が継続しているところである。

これまで発生した債権を無理やり強制徴収債権または非強制徴収債権に変えることはできないと考えている。改正後は、空き家の対策として市民の安全安心を守る観点から講ずるべき緊急安全措置について、確実に行政指導内容を事前に伝達するとともに、措置を講ずるべき時期が到来し、実施した費用については、私債権ではなく、非強制徴収公債権で回収に当たるとというのが基本的な考え方である。

D委員

今認定されている案件も全て再調査をすることにより、全て管理不全空家等に認定

するという考え方か？

事務局B 既に特定空家に認定しているもの、管理不適切な空き家、管理不全な空き家というものがある。全て新しい基準及び法律、条令、それから認定基準に基づいて調査を行い、特定空家等なのか、管理不全空家等なのかということを改めて判断及び認定をする必要があると考える。なお、緊急安全措置については、前述のとおり、管理不全空き家等と特定空家等の両方を対象にするというのが改正案である。

会 長 全ての再調査するという話で、もう一度審議会で確認するものはあるか？

事務局B 認定に関しては、諮問ではなく報告という形としたい。数が多いという理由だけでなく、全てを議論できる時間で審議会を開催できるものではない。調査の結果、緊急安全措置が必要な可能性があるものは審議会の中で議論をいただく、ということを考えている。したがって、今回の審議を踏まえ、ルールが変更になるので、4月になったら早々に調査を、行政指導文書及び意見陳述付与機会通知書の送付に着手し、その結果をもって勧告に進むかどうかを、この審議会にお諮りしたいと考えている。

B委員 協定締結団体を交えて開催している連携会議がこの推進協議会に切り替わる話だと思っているが、既存の会議がそれに当たるのか、それとも全く別なのか？

事務局B 会議体としては、名称及び根拠法令を含めて全く別である。今、連携協定を結んでいる方からこの協議会に入っていただくかどうかということは、まだ決定事項ではない。

連携会議についてはどこにも定めがあるわけではなく、あくまで協定締結を前提とした意見交換のような性格の会議であった。相談窓口チラシへの団体名記載は継続していくものと考えてるが、この会議において、意識啓発のための空き家セミナーの継続実施などについて検討しても積極的な団体は少ない状況である。行政側からの投げかけによる相談会実施の手法を含め、計画の見直しに併せ、事業の内容や手法の見直しが必要であると考えている。加えて、空家等管理活用支援法人についてもこの協議会で検討していくことは前述のとおりである。これらを含め、今の会議体がイコール新たな会議体になるわけではないと考える。

B委員 似たような議題について議論をする委員会が複数あるということになるのか？

事務局B 新しい協議会の中には地域コミュニティ・自治組織、福祉関連の団体も構成メンバーとして必要であると考えている。空き家対策として、相談会やセミナーだけで全て解決するわけではなく、近隣や地域で共通課題として認識していただくといったことも必要と考えることから、そのような団体もメンバーに加え、意見をいただきながら審議することも必要であると考えている。

C委員 認定されてからの流れは概ね理解できた。調査後すぐに行政指導文書を送付することなのか、注意喚起文書を送付して、ある程度の期間を設けた上で回答等がなかった段階で認定するということか？

事務局B 想定として、注意喚起（適正管理依頼）をするような空き家はほぼないと思っている。理由としては、今回国が示した資料において、ガラス1枚が割れている写真が管理不全空家として例示されていることから、相談いただく事案は概ね管理不全空家等に該当するものと想定しているからである。

注意喚起（適正管理依頼）のフェーズを残した理由としては、町内会からの相談で

「今はなんともないが、この先、人が減っていき、管理がきちんとされなくなったら心配である。市から指導をしてほしい。」というものが相応の数あるためである。

A委員 「安易な事務管理は行わない」とのことであるが、どのようなものを安易な事務管理とし、それを今後行わないと考えているか？

事務局B 具体例としては、草が伸びていて越境しているが、所有者が対応してくれないので市が草を刈りに行ったこと等である。

A委員 安易な事務管理は行わないとの方針を基に、枝葉を切って欲しいとのクレームがあっても、枝葉は切れません、という対応になるか？

事務局B 空き家の数が増加していく中で、緊急安全措置に該当しないようなものまで対応していくと、マンパワー的にも財政的にも限界が生ずる。「公平な対応」という観点から、そうならざるを得ないと考える。こういった部分も、計画の見直しを進めるにあたり、地域の方から構成メンバーに入っていただいた上で、御理解を得ながら改定していく必要があると考える。加えて、民法上の規定で行う分には、市が行おうが、町内会が行おうが同じという整理もできる。

B委員 補足になるが、事務管理には継続義務があるので、管理の必要がなくなるまで止めることはできない。一旦行ってしまうと、管理の必要がなくなる限り、全ての件で継続して行っていかなければならないため難しいと考える。

A委員 空家等管理活用支援法人について、「行政手続法に基づく審査基準の策定が必要」というのは、手続法の中に定めがあるということか？

事務局B そのとおりである。何も無いわけにもいかないもので、当面の間は指定をしないという方針を行政手続法に基づいて策定し、公表しているというのが現時点の状況である。

A委員 今後対策推進協議会において、検討していくのか？

事務局B そのとおりである。

A委員 2団体から手を挙げた方がいるということか？

事務局B 現時点では、あくまで相談を受けた程度。「こういった団体を作る」「こういったことをしていきたい」というレベルである。

A委員 前向きな団体は少なからず2団体あったとのことか？

事務局B そのとおりである。指定されると市の空家等対策計画に関与できるという規定もあるため、指定後はこの協議会のメンバーに加わっていただくということもあろうかと考える。

議事（１）「空家法改正等を踏まえた市条例、規則、認定基準・対応要領の改正」に係る採決  
一同承認

議事（２）特定空家等認定解除事案について

会 長 はじめに議事（２）の内容について事務局から説明をお願いしたい。

事務局A 6件の認定解除についてお諮りしたい。

●No. 5 番神一丁目地内の事案

こちらは、苦情相談を受けた上で認定していたわけではなく、平成31年4月に、近隣の特定空家に係る調査を行った際に確知し、状態を踏まえ特定空家へ認定した旨の記録が残っている。

翌年度から繰り返し助言・指導書を送付してきたところであるが、令和4年8月に所有者から定期的な管理と必要な修繕を行っているとの申し出を受けた。このことから、今年度の5月、11月の2回現地を行き、ポリ板による修繕や定期的な除草作業を確認した。また、11月には近隣における他の特定空家の解体動向を見て、重機が入る状況になったら自主的に解体する意向を併せて確認した。

この事案は解体されたわけではないが、所有者の申立てどおり管理されていることを確認したことから、認定解除としたいものである。

●No. 7 番神一丁目地内の事案

こちらは、平成31年4月に認定し、その後、繰り返し助言・指導書を送付してきたものである。

所有者からの連絡はなかったが、近隣に住む市議会議員から解体している旨の連絡を受け、本年3月4日に撤去されたことを確認した。

●No. 16 新花町地内の事案

こちらは、昨年度から本審議会に行政代執行について諮問していた新花町地内の特定空家である。

令和5年9月に代執行開始宣言の後、解体工事に着手し、本年1月26日に行政代執行終了宣言を行ったものである。

●No. 31 上輪地内の事案

こちらは、令和3年5月に認定したものである。令和3年から5年まで、助言・指導書を繰り返し送付した結果、令和5年4月に解体した旨の報告を受け、確認したものである。

●No. 54 水上地内の事案

こちらは、令和3年5月に認定したものである。令和3年から5年まで、助言・指導書を繰り返し送付した結果、本年1月に解体が完了した旨の報告を受け、確認したものである。

●No. 61 東条地内の事案

こちらは、昨年度の審議会において、所有者とのやりとりを報告したものである。内容としては、令和4年8月に「物置として使用している。月1回以上の出入りがあり、特定空家の認定を含め、どういう理由で行政指導を行っているか説明してほしい。」という申し出が所有者からあったというものである。その際、本審議会において、「使用実態を確認した上で認定解除すべき」という御意見をいただいたことから、所有者との面会日程調整を行い、令和5年7月に、所有者立会の上、申立てどおり、物置として使用していることを確認したことから、認定解除としたいものである。

以上6件、認定解除について御審議をお願いしたい。

会  
長

只今、説明があったが、意見、質問等があればお願いしたい。

B委員  
事務局B  
B委員  
事務局B

No. 61の件だが、物置としての使用実態は具体的にはどのような状況だったか？

資料の裏面を御覧いただきたい。

商売をしていたのか？

所有者が運営に携わるNPO法人による福祉事業の一環として、個人所有の物品の預

かりをしているとのことであった。年に数回、依頼を受けて物品の出し入れをしている旨を聞き取った。

- D委員 No. 16に係る債権回収、時効はどうなるのか？
- 事務局B 時効は5年である。既に当該債権に係る納付命令を行い、督促までしたが、納付されていない。結果として、強制徴収公債権であることから、税務部門に債権徴収業務の移管をした。今後は、税務部門において債権回収を担うことになる。
- B委員 行政代執行に要した費用が約4,800万円とあるが、このうち国の補助はいくらか？
- 事務局B 補助金は2,300万円強である。
- B委員 No. 5について、所有者本人から管理に係る電話連絡があったのか？また、管理すること等について書面はあるのか？
- 事務局B 書面はない。聞き取ったことについて対応記録表として文書作成し、しかるべき決裁を受けた上で公文書として保存している。認定解除後において、改めて近隣住民等から苦情が出され、その時点の認定基準により調査を行った上で、必要に応じて認定及び行政指導を行うことは可能と考える。以上から、一旦の区切りとするためにも認定解除としたい。

## 議事（２）「特定空家等認定解除事案」に係る採決

一同承認

## 事務局からの報告事項 質疑応答

- 会 長 次第にあるとおり、その他報告事項について事務局から報告をお願いしたい。
- 事務局A まず1点目は、第1回審議会の際に説明した東本町三丁目地内の特定空家事案である。
- 令和4年8月に現所有者へ所有権が移転したことを確認し、以降繰り返し助言・指導を行っている。瓦屋根の庇、外壁の落下のおそれがあるということで、昨年のえんま市の前に歩道部にバリケードを設置し、それ以降も繰り返し行政指導を行い、所有者の住所地へ出向き面会を試みるなどしたが、反応はなかった。
- やむなく、令和5年12月末に緊急安全措置の実施に係る通知をし、措置に係る同意等の回答期限を本年1月19日とし準備を進めていた。しかし、回答期限の3日前、1月16日に所有者から入電があり、「文書は一切見ておらず、実家の親から市へ電話したほうが良いとの連絡を受けたため電話した。」「住所地とは別の場所にいる。」との申立てを受けた。早速、これまで送付した文書を居住地へ送付し、反応を待っていたが、再び連絡が途絶えたため、市として緊急安全措置を実施すべく、入札に係る事務を進めた。
- 入札執行を待つばかりの2月27日の夕方、再び所有者から連絡があり、「今、現地へ向かっている。あと数分で到着する。」というものであったことから、行政指導の内容を改めて伝えるとともに、緊急安全措置について入札を待つばかりの状態であることを伝えるため、本人と現地で面会した。この際、所有者本人は、「これから2時間程度残って、自分でできる作業をする。」とのことであった。
- 翌日2月28日午前8時すぎに、現地及び近隣住民へ聞き取りを行ったところ、所有者が前日夜間の作業を行っていた際に、外壁が落下し、所有者本人が下敷きになったとことが判明した。所有者本人へ架電し、次の対応が必要であること、着手期限

は翌日２９日正午であることを伝えたが、結果としては、連絡はなかった。

市としては、緊急安全措置を翌日３月１日早朝から行おうとしていたところ、現地に別の作業者がいる旨の報告を受けたことから、現地確認を行った結果、所有者本人が作業をしていることを確認しました。

以降、市から所有者本人へ再三のメール送信、架電等により対応を促している状況であり、所有者が数回にわたって対応作業をしていることを確認している。所有者による対応は現時点では十分なものとは言えないが、所有者が対応している以上、市として緊急安全措置に踏み込むことは難しい面がある。今後も粘り強く所有者と連絡をとりながら、対応を促していく。

次に、次週３月２３日に開催する予定の空き家セミナーである。

令和５年１０月に連携協定締結団体の方々にお集まりいただき、セミナーの実施について検討し、その際、弁護士会、司法書士会からセミナーについて前向きな御意見をいただいた。

その後、事務局で検討の結果、今回は、司法書士会と宅建協会の２団体の協力を得て、３月２３日（土）９時半から開催することとなった。

内容としては、４月から始まる「相続登記の義務化」に関するテーマを司法書士会から、空き家の売却方法と柏崎の現状についてのテーマで宅建協会からご講演いただく予定である。

既に各協定締結団体に対し、周知協力等をお願いしているところだが、審議会の委員の皆様方からも、個別に相談を受けた場合などに周知いただきたい。

最後に、新年度開始予定の解体等補助制度について説明する。

（資料を見ながら）予算に係る議決を得たことを前提に、危険空き家解体費補助制度、耐震住み替え除却補助制度の２つを創設し、運用開始する予定である。

会 長 本日の審議は、これで終了とする。